

事 務 連 絡

2025 年 9 月 3 日

各 位

会 計 課

旅費要項の規定（指定都市）の読み替えについて（お知らせ）

旅費要項第 17 条第 1 項の規定について、当面の間下記の通り読み替えますので、お知らせします。
本件読み替えは、2025 年 4 月 1 日以降に出発する旅行について適用します。

記

読み替え前（現行規定の文言）：国家公務員の旅費に関する法律に定める指定都市

読み替え後：シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、
ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、
ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

以上

（参考）国立大学法人東京外国語大学旅費要項 第 17 条第 1 項

第 17 条 規程第 27 条別表第 6 備考欄の指定都市については、国家公務員の旅費に関する法律に定める
指定都市及び外務省が発出する地域別の危険情報の中で退避を勧告されている地域を有する国の都市と
する。

本件担当：会計課 調達経理係（内線 5138）

e-mail: kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp